

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	澁澤倉庫株式会社		コード	9304
提出日	2022/5/31	異動(予定)日	2022/6/29	
独立役員届出書の提出理由	2022年6月29日開催予定の当社定時株主総会において、社外取締役坪井鈴児氏が退任し、力石晃一氏および山田夏子氏の社外取締役選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	松本 伸也	社外取締役	○														○		有
2	力石 晃一	社外取締役	○													△		新任	有
3	山田 夏子	社外取締役	○														○	新任	有
4	志々目昌史	社外監査役	○														○		有
5	川村 融	社外監査役	○													△			有
6	吉田 芳一	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		松本伸也氏は、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、当社より透明性・健全性の高い経営体制の確立等に十分な役割を果たしていることから、社外取締役に適した人材であります。なお、独立役員の属性として、東京証券取引所が指定する項目に該当する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。
2	力石晃一氏は、当社の取引先である日本郵船㈱の代表取締役専務経営委員でありました。	力石晃一氏は、総合海運企業の経営に長年携わっており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただけると判断したことから、社外取締役に適した人材であります。なお、同氏は当社の取引先の役員でありましたが、当該取引先グループとの取引額は当社の連結売上高の2%未満と僅少であり、取引の規模等に照らして一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。
3		山田夏子氏は、公認会計士および税理士としての経験と会計・税務に関する専門的な知識のほか、公共団体委員としての豊富な見識を当社の経営に活かしていただけると判断したことから、社外取締役に適した人材であります。なお、独立役員の属性として、東京証券取引所が指定する項目に該当する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。
4		志々目昌史氏は、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、その豊富な知識と経験を活かし当社の経営全般の監査に役立てていることから、社外監査役に適した人材であります。なお、独立役員の属性として、東京証券取引所が指定する項目に該当する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。
5	川村融氏は、当社の主要な借入先である㈱みずほコーポレート銀行(現・㈱みずほ銀行)の常務執行役員、当社の取引先であるみずほ証券㈱の取締役副社長でありました。	川村融氏は、金融機関で常務執行役員を務めたのち、証券会社の副社長、食品会社の社外監査役を歴任するなど、その豊富な経験と知識を当社の経営全般の監査に役立てていることから、社外監査役に適した人材であります。なお、同氏は当社の主要な借入先の役員でありましたが、その取引額は当社の連結売上高の2%未満と僅少であります。よって、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。
6		吉田芳一氏は、税理士としての税務・会計に関する専門的な知識と実務経験を当社の経営全般の監査に役立てていることから、社外監査役に適した人材であります。なお、独立役員の属性として、東京証券取引所が指定する項目に該当する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。